

平成23年 7 月20日

平成23年

第 7 回教育委員会定例会会議録

大田区役所 第五・六委員会室

平成23年第7回教育委員会定例会会議録

平成23年7月20日午後2時大田区教育委員会定例会を開催した。

櫻井光政	委員	委員長
藤崎雄三	委員	委員長職務代理者
横川敏男	委員	
鈴木清子	委員	
野口和矩	委員	
清水繁	委員	教育長

計 6 名

2 出席した職員

教育総務部長	金子 武史
教育総務課長	松本 秀男
施設担当課長	西野 正成
教育事務改善担当課長	室内 正男
学務課長（私学行政担当課長兼務）	飯田 衛
校外施設整備担当課長	星 光吉
指導課長（幼児教育センター所長兼務）	小黒 仁史
副参事	菅野 哲郎
教育センター所長	菅 三男
社会教育課長	木田 早苗

計 10 名

3 教科用図書調査委員会からの資料報告に出席した関係職員等

指導課 統括指導主事	増田 亮
指導課 統括指導主事	大川 優
指導課 指導主事	早川 隆之
指導課 指導主事	岩崎 政弘
指導課 指導主事	鈴木 富雄
指導課 指導主事	矢部 洋一
指導課 指導主事	小林 繁
指導課 指導主事	塩野 恵
指導課 管理係長	桶川 和則
指導課 管理係 主任主事	相馬 毅
指導課 管理係 主事	戸田 侑希
教育総務課 庶務係 主任主事	金澤 欣一
教育総務課 庶務係 主事	富田 匡俊
中学校教科用図書調査委員会委員長	伊藤 清一郎
中学校教科用図書調査委員会副委員長	野口 由美子

計 15 名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条及び大田区教育委員会会議規則第 3 条により、第 7 回大田区教育委員会定例会を招集した者は、次のとおりである。

委員長 櫻 井 光 政

○委員長

ただいまから、平成23年第7回教育委員会定例会を開催する。

本日は、教科用図書調査委員会から資料報告があるため、大田区教育委員会規則第14条により、伊藤清一郎 中学校教科用図書調査委員会委員長、野口由美子 同副委員長及び教科書採択関係職員の出席も求めている。

これより審議に入る。本日の出席委員数は定足数を満たしている。よって会議は成立している。

本日は、定員を超える傍聴希望者が見込まれる。傍聴の定員は大田区教育委員会傍聴規則第5条により10名と規定されているが、同条ただし書きに「委員会が必要と認めるときはこれを変更することができる。」とある。これは、「中学校教科用図書調査委員会からの報告」があり、教科書採択への区民の関心が高まっているためだと思われる。

私としては、区民の関心に応え、公平公正な「開かれた教科書採択」を行うために、大田区教育委員会傍聴規則第5条ただし書きにより、本日の定例会における傍聴人の定数を50名に増員し、傍聴希望者に傍聴を許可したいと考えるが、いかがか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

傍聴を許可する。

(傍聴希望者入場)

○委員長

大田区教育委員会傍聴規則第7条により、傍聴人は、議場における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明することは禁止されている。協力をお願いする。

なお、本日は大田ケーブルテレビから取材の申込みがあり、教育委員会について、区民に広く周知する良い機会になるととらえ、編集等によりその内容に誤解が生じないように留意することを条件に撮影を許可している。

次に、6月28日付け委員長及び同職務代理者の就任に伴い、議席についてお諮りする。ただいまお座りいただいている席でお願いしたいが、よろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

次に会議録署名委員に鈴木委員を指名する。

日程第1 「教育長の報告事項」

○教育長

1 区立小・中学校における放射線量等の測定について

資料) 区立小学校の空間放射線量測定結果、区立中学校の空間放射線量測定結果、区立小学校プール水の放射性物質、区立中学校プール水の放射性物質（環境保全課）

これについては、6月の定例会において測定する旨を報告した。今回は、その結果が出たので、報告する。

まず、小学校においては6月29日から7月10日まで、中学校においては7月2日から7月10日までの間、地上5センチメートル、50センチメートル、それから1メートルの高さで、空間の放射線量を測定した。いずれも地表に近い5センチメートルにおいても0.05マイクロシーベルトから0.14マイクロシーベルトの範囲の中に入っている。これは、1日8時間外出して、365日その場においても1ミリシーベルトには達しない値であり、安全であることがわかった。

次にプール水の放射性物質の測定である。小学校においては6月28日から7月1日まで、中学校においても6月28日から7月1日までに行った放射性ヨウ素と放射性セシウムの測定だが、いずれも不検出であった。プール水は、放射性物質を含んでいないとされている水道水を使用しているので、教育委員会では、かねてから放射性物質は検出されないと主張してきたが、この主張が明確に証明された。今後、福島原発などで再度、水素爆発のような異常事態が起こらなければ、安全に校庭、校舎及びプールを使用することができることを実証したものと考えている。

なお、7月28日に石川台中学校の体育館において、初任者から十年目までの中学校の理科教員を対象とした学習指導要領の理解と先端科学技術の実験、実技講習を行うが、今回は放射線をテーマとする。中学校の理科教員に体系的な理解をし、具体的な実験方法をマスターしてもらおう。講師は、東京工業大学の原子炉工学研究所の井頭政之教授で、初任者から十年目までの中学校理科教員40名を対象に研修を行い、一般区民や保護者が参観できるように公開する。当日、会場にて20歳以上の区内在住の方、先着150名を受け付ける。教員と区民とともに放射線をテーマにした研修を十分に活用していただき、理解を促進していくことができれば良いと思う。

2 大田区中学生海外派遣の結団式について

7月16日、池上会館において大田区中学生海外派遣の結団式が開催された。今年は7月22日にアメリカ合衆国セーラム市とドイツ連邦共和国ブレーメン市の2コースに分かれて出発する。27回目となる今回は、ドイツのコースを新設したことが特色であり、ブレーメン市においてホームステイを行い、現地のメルセデスベンツの工場見学、その部品を造っている福祉工場等で子どもたちが一緒にものづくり体験をするなどのメニューを用意している。有効に活用してもらいたいと思っている。今回、ドイツやフランスなどで大腸菌O104の感染によって多数の死傷者が出たということで心配していたが、ドイツヨーロッパ当局から感染源としてエジプト産の新芽野菜フェヌグリークである確率が極めて高いという発表があり、これを生で食べなければ大丈夫だと言われているので、とりあえず安心している。結団式においては、子どもたちは既に事前研修を受けており、現地で集団での出し物、スキリ音頭や合唱などを準備している。こういったものを十分事前研修の中でマスターし、

更にはホームステイの心構えや英語とドイツ語の研修、現地のアメリカやドイツの歴史を学んだり、日本の大田区の歴史などを学んだりして、準備をしている。特にチームワークの形成ということが大変重要になるので、担当の教員方が一生懸命対応して、しっかりとした中学生という印象を受けた。

結団式当日、子どもたちは英語で自己紹介をしていた。これは、1分間スピーチのような形になっていて、自分の名前、出身校と派遣先で何をしたいのかを話していた。食文化の違いなどを学びたい、建築物、ファッション、スポーツといった文化の相違を学んできたというものが多かった。それから、派遣先で友だちをつくりたいということもあった。それぞれ一生懸命話していたが、中には緊張して少し言葉が詰まる生徒もいたが、全体的には非常にスムーズであった。

この研修は、事前研修、現地での体験、帰国後の事後研修などといったプロセスを通して、子どもたちがいろいろな意味で成長していくようなプランができており、大変効果的だと思っている。今回も、成功させたいと思っている。たまたま日本女子サッカーがワールドカップでアメリカを破り優勝し、ドイツにも戦って破ったということで、これについては謙虚に対応したほうがいいのかと思っているが、共通の話題ができてよかったと思っている。

また、福島原発、津波、震災の被害については、ドイツやアメリカも日本に対して友好的に援助をしてくれたので、感謝の気持ちを表してもらいたいと思う。また、アメリカは原発を推進する派で、ドイツは廃止すると言っている。国によって考え方が違っているが、それは何に起因するのかを考え学ぶ機会にしてもらいたいと思う。

○委員長

ただいまの教育長の報告に、意見、質問はあるか。

○野口委員

放射線量等の測定値が出て、小・中学校のプールについても安心した。中学生の海外派遣は、タイミングよくドイツに行くことになったと思っている。

また、なでしこジャパンの活躍は、丸山選手が区立大森第二中学校出身だということが報道されているが、教育委員会でも称賛するような計画はないか。

○教育長

丸山選手とは区長が以前から懇意にしていることもあり、何らかの顕彰または大田区に招いて激励するなどを検討している。それと一緒に対応したらいいのではないかと考えている。

○野口委員

是非、お願いしたい。

○委員長

ほかに意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは、承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

日程第2 「大田区立中学校教科用図書調査委員会からの報告」

○委員長

平成24年度使用大田区立中学校教科用図書の調査報告について、中学校教科用図書調査委員会委員長、同副委員長から説明を求める。

○中学校教科用図書調査委員会委員長

資料) 報告書(平成23年7月20日付け 平成23年度教科用図書調査委員会)

平成24年度使用大田区立中学校教科用図書にかかる教育委員会からの依頼に基づき、次のとおり報告する。

教科用図書調査委員会は、5月19日の第1回調査委員会から3回にわたり採択対象となる教科書について慎重に調査検討を行った結果、教育委員会の採択審議にかかわる調査資料を取りまとめたので、本日、報告書を提出する。

教科用図書調査委員会の調査研究及び審議検討にあたっては、教科用図書資料作成委員会が作成した調査資料に基づき、また、「学校意見」及び「区民意見」も含めて公正かつ適正に審議検討を進めてきた。この内容についての概要を報告する。

- 1 調査対象の教科用図書は、文部科学省検定済みであり、内容面や人権上の配慮等については十分に検討されており、どの教科用図書が使用されても学習指導要領に示された教科の目標が達成できるという前提で協議した。
- 2 本委員会では、「資料作成委員会資料」「学校意見」「区民意見」の三者を基礎資料にして、その妥当性を確認しながら、委員個人の調査資料に基づき、検定済み教科用図書すべてについての特徴を整理した。
- 3 本委員会における調査は、大田区教科用図書採択実施細目に示された「内容のおさえ方」「構成・分量」「表現」「使用上の便宜」の4つの観点から実施し、教育委員会における採択事務が滞りなく適切に行えるよう、大田区の生徒の実態を考慮しながらできる限り客観的に報告できるよう努めた。また、この観点に示された内容

を越えて資料提供の必要があると判断した種目には「その他」として記述することとした。

- 4 複数種目の教科用図書を使用する教科は、国語（国語・書写）、社会（社会地理・社会歴史・社会公民・地図）、音楽（一般・器楽）、技術・家庭（技術及び家庭）である。

この教科については、生徒の学習上の便宜として、同一発行者の教科用図書を使用するか否かについて協議した。

- 5 区民意見は教科書展示期間中に、130名134件寄せられ、大多数が中学校教科用図書に関しての意見であり、種目、発行者の内容とその特徴を述べていた。また、学校意見は、全校から提出されたものの意見の無かった学校が数校あった。学校意見は、それぞれの教科用図書についての細かな意見が出されているので貴重な資料となった。教科指導の専門家としての見方を尊重しつつ資料作成委員会との整合性に目を向けながら協議を進めた。

- 6 東日本大震災についての記述は、この度の教科書採択用の本には間に合わなかった。については、文部科学省は来年4月までに追加記述を認めており、各者今後その点については加筆をし、それが文部科学省に認められた場合には、追加記述された教科書となる。

以上が概要である。

なお、教科書の発行者については、報告書では、採択までアルファベットをもって示すこととする。

次に、各教科等の特徴についてまとめた結果の要点を報告する。

1 種目 国語

新学習指導要領では、全教科にわたり言語活動の充実が求められており、その要となるのが国語である。

「F」は、「声に出して、さまざまな作品を読もう」や「書いた文章を交流し、自分の表現に役立てる」のように、表現活動を工夫している。「G」は、生徒になじみ深い作品や共感される作品が多く掲載されている。「J」は、池上彰のメディアに関する文章等の新しい教材が入っている。「A」は、新しい著者を開拓し、それぞれ生徒の興味・関心を引く工夫がなされている。「E」は、一つの詩に対する五つの批評文の紹介や情報を伝える四つの文体の比較等、多様な解釈や表現方法を例示する教材があり、生徒の考えが深められる。「E」は、単元ごとに習得・活用・探究の3教材が用意され、発達段階に応じた構成が工夫されている。「E」のみ他者（B5判）と違い、A5判である。

「G」は領域ごとにまとめられており、教師が単元構成を自由に組み立てることができるようになっている。「F」は、本冊と別冊との分冊式になっており、本編と資料編の関連が明記され、発展的な学習が行いやすく工夫されている。「A」は、「学習目標を確かめる」「学習の流れを見通す」「課題に取り組む」「学習を振り返る」等の構成が工夫され、生徒が自ら見通しをもって学ぶことを重視している。

「J」は、「読む」学習のあとに必ず「書く」もしくは「話す・聞く」の学習があ

り、「読む」「書く」「話す・聞く」のバランスのとれた学習が行えるように配列されている。

2 種目 書写

新学習指導要領では、「習得」したことを「活用」することが重視されている。「A」「B」「E」「G」「J」は、年賀状、手紙、宅配便の送り状、ノートの書き方など、実用的な内容を扱っている。「F」は、それらを資料編に載せている。

「E」と「J」は、3学年の内容が1冊にまとめられている。その他は1年生用と2・3年生用の2分冊になっている。1冊にまとめられていると3年間の学習の見通しがよくわかる。また、将来にわたって利用しやすいという利点がある。

全ての教科書が、毛筆の運筆を朱墨と薄墨等でわかりやすく示す工夫をしている。「A」は、巻末の行書漢字表の縦横に番号を振り、座標で漢字を指示できるようになっており、ユニバーサルデザインだと言える。

「A」「E」「G」「J」は、自己評価の欄が設けられており、学習の振り返りを意図的に行えるようにしている。「A」は、学習の手引きが「学習の目当てを調べたり、考えたりしよう」「学習した内容を確認しよう」「毛筆学習を硬筆に広げよう」の3段階で示されているので、生徒は学習しやすい。

3 種目 社会（地理）

どの教科書も「世界の諸地域の地誌学習を充実する」という新学習指導要領の趣旨を受けた内容になっている。「K」は、現地に住む人や実際に働いている人の具体的な話がわかるコラムがあり、生徒の興味を引き出しやすくなっている。「G」は、学習のまとめと表現のページが穴埋め形式になっており、復習がしやすい。また、215ページには高い技術を持つ中小工場のある地域として大田区が取り上げられている。「A」は、巻頭巻末のカラー写真に、世界の主な国の写真が配されており、これから始まる地理の学習に親しみやすくなっている。「O」は、「世界の州のようす」の学習で、各州の最初のページに大きな地図と各国のデータ・写真が掲載されていて、これから学習する地域の全体像がつかみやすくなっている。

今日の課題である環境・エネルギー問題についても、各教科書で取り上げられている。「G」は、「地域から世界を考えよう」で原子力発電を1ページ取り上げ、幾つかの課題を挙げている。「O」は、「地理ズームイン」でヒートアイランドやゲリラ豪雨、阪神淡路大震災を大きく取り上げており、生徒が主体的に知識を得ることができる。

「K」は、写真や資料が豊富である。図版のそばにはヒントを出すキャラクターが描かれていて、資料が読み取りやすい。「O」は、日本の諸地域の扱い方が北海道から始まっており、地図帳とは合わせづらく感じる。

「K」は、「チェック&トライ」が設けられていて、1回1回の学習のねらいが達成できたかどうかを生徒個人で確認できる。また、グラフに使われている色が濃く、目立つものであり、読み取りやすい。「G」は地図を活用するためのカラーページが随所に盛り込まれており、地図に興味を持つための工夫したものとなっている。「A」は、サイズがA B判になり、各ページに掲載されている図版が一回り大きく見やすくなっている。

4 種目 社会（歴史）

どの教科書においても、学習指導要領で求められている近現代の学習を充実させている。「A」は「歴史スキル・アップ」で歴史学習の基礎的な知識・技術などを習得できるようにしている。「G」は、本文ページのタイトルに「学習のねらい」を明示し、生徒が課題意識を明確にして、学習に取り組めるように工夫している。

「R」は、各単元に歴史絵巻が掲載されていて、大きな写真と図版で各時代の特徴をつかむことができる。「I」と「O」は、大きな世界地図が掲載されていて、世界と日本の歴史のつながりを理解しやすくなっている。「Q」は、大単元名の下に学習課題を設定しており、生徒が学習の見通しを持ちやすい。

どの教科書も「歴史のとらえ方に関する内容」「古代」「中世」「近世」「近代」「世界大戦」「現代」の構成になっている。「G」は、現代史に総ページの約半分を充てて重点化して扱うとともに、現代史は平成21年の「政権交代」まで取り上げている。また、北方領土問題の歴史的経緯とともに、竹島・尖閣諸島の領有をめぐる動きについてもコラムと写真で取り上げている。「R」は、日中戦争勃発から太平洋戦争の終結までを16ページにわたって詳しく記述している。

「G」は、国宝や重要文化財、世界遺産についてはマークを付けて紹介し、学習指導要領で求められている日本の伝統・文化を大切にしている。「K」は、写真資料、統計・図判を大きく掲載し、内容も充実しており、文章表現が分かりやすい。

「Q」は、歴史を単なる事実の羅列ではなく、意味のある一貫したストーリーとなるようにしている。「I」は、戦争を日本の立場からだけでなく、外国の立場でも記述している。

「A」は、ワイド判（AB判）で、本文や資料が充実し、生徒が「読んでわかる教科書」になっている。「R」は、各単元の巻頭に、「O」は、見開きに年表が掲載されていて、一目で学習する内容の歴史的な位置付けがわかる。「I」の「深める歴史」では、資料の読み解きや考えを深める活動があり、「思考力・判断力・表現力」の育成につながる。

5 種目 社会（公民）

どの教科書においても、公民で重要視される「対立」と「合意」、「効率」と「公正」の概念を扱い、思考力・判断力・表現力を育成すること、課題を分析し、主体的に社会に参画するという態度を養うことを重視している。「I」は「公民ファイル」という資料ページを随所に配置し、重要な内容に関して解説したり、考えたりするページを設けている。「K」「R」は、「チェック&トライ」「ステップアップ」など、学習内容について、自ら調べたり考えたりできるようにしている。

「O」は、各編冒頭に「ナビ」を設け、学習内容のポイントを大きくとらえられるページを設定している。「A」「G」は、言語活動のページを設けており、思考力・判断力・表現力を育むことができる。「Q」は、「ここがポイント！」の欄で、各単元の要点を明示し、内容を明瞭に構造化することで、学習内容の定着を図っている。

構成内容は、おおよそ、現代社会、政治、経済、国際社会という順になっている。「O」は最新の時事問題を取り入れ、生徒の学習意欲を高める工夫をしている。ま

た、「公民タイムトラベル」として、歴史的分野と公民的分野の内容を関連させたコラムのページを設けている。今日的な課題である、環境・エネルギー問題について、各教科書で取り上げられているが、「K」は8ページ、「O」はまとめのページも含めて10ページを使って、地球規模の環境問題を取り上げ、これからの生活の仕方を示唆している。「R」は、資源、エネルギー問題の中で、原子力発電への期待が読み取れる。

最終単元では、どの教科書においても中学校社会科で得た知識や技能を用いてレポート等を完成されることで、成長を実感し、社会に参画する態度を養う単元を設けている。

「R」は、社会の一員として、よりよい社会を築くために解決すべき課題について考え、調べるページが設けられている。「G」と「Q」は、国家主権に基づく国防問題を取り扱い、領土問題を取り上げている。「Q」は伝統や文化の尊重を強調し「現代社会における文化の意義や影響」を明記している。「A」は、判型をワイド判（AB判）にして、本文や資料を充実させている。

6 種目 社会（地図）

学習指導要領では、地理的技能を身に付けさせることが求められている。このことを受けて、2者ともに、地図の活用について説明している。「A」は、「地図でスタート」を設け、生徒に地図に対する興味・関心を引き出している。また、資料図に「読図の一步」を例示し、地図を読み取るヒントを示している。「K」は、地図帳の巻頭に「使い方」のページを設け、探し方、調べ方、注目すべきポイントを解説している。また、「ながめてみよう」という視点で州や各地方を大観できるようにしている。「地図をみる目」や「やってみよう」など、学習課題コーナーを設け、着眼点をわかりやすくしている。東京の拡大図において、「A」では93ページで、大田区の南側が切れてしまっているが、「K」は109ページの紙面に収まっている。

構成は、2者とも世界全体と世界の諸地域にかかわる内容、日本全体と日本の諸地域にかかわる内容であるが、「A」は1部（一般図や基本の資料）と2部（詳しい資料、補う資料）に分けて152ページで構成している。「K」はワイドなAB判で総ページが164ページである。基本図を置き、次に拡大図、資料図、分布図を示す構成である。

「A」は、カラー写真が110点、鳥瞰図（模式図）が7点で、資料図と統計資料が現行より増えている。また、歴史的分野で扱う地名や遺跡が示されている。

「K」は、世界基本図は縮尺4500万分の1、日本の地方図は100万分の1で統一している。ワイドな紙面構成で地域間の広がりやつながりを重視している。カラー写真は「A」と同様110点である。「K」は、写真が大きく見やすく、修学旅行やフィールドワークに活用できる資料もある。

地図の色調については、「A」は落ちついた色調で目に優しい感じがするが、「K」は色が鮮やかではっきりと目に入ってくる。また、「K」は、広い紙面で日本の都道府県の位置関係がわかりやすく、自然、土地利用、暮らしなどを多様にとらえることができる。また、同社の地理の教科書では、本地図帳とのつながりも見

られる。

7 種目 数学

大田区では、習熟度別少人数指導により、一人一人の基礎学力の確実な定着を目指している。この点に関して、「A」はコラムで既習事項を入れたり、「もっと練習」で進んだ生徒へ配慮をしたりしている。「M」は、本編とオプション（習熟・発展問題）の2部構成になっている。新学習指導要領では、数学的活動を充実させ、日常生活や社会で数学を活用することが重視されている。「A」は、章の始まりに実生活に則した問いや話が多い。「B」は、身の回りの話題を提供しているが、扱い方がややわかりにくい。

「O」は、全国学力・学習状況調査のB問題「活用」を意識した問題を取り上げている。「B」「G」では、章の問題に「基礎」「活用」「発展」等の区別はない。

今回の学習指導要領の改訂で重視されている言語活動の充実に関して、「E」は、話し合いの内容を提示し、説明や討論が身に付くよう工夫されている。「N」はシンプルなレイアウトで最低限の説明にとどめられており、必要に応じて解説を加える形になっている。「A」では、例題の回答がノートをイメージして表現されている。

8 種目 理科

新学習指導要領では、「思考力、判断力、表現力」などの活用が重視されていることや大田区学習効果測定の結果から理科において、大田の生徒には問題解決的な力を育てることが重要となっている。どの発行者も課題の提示や問題意識を高める工夫がされている。また、新学習指導要領で「言語活動」が重視されていることや、同じく大田区学習効果測定の結果から、「資料から読み取る力や表現する力及び実生活に活用する力」を育てることが重要である。問題意識を高める工夫として、導入部分での課題の提示が重要である。その点、「A」は導入部分での写真が大きく、生徒の興味を引く。「E」は導入で実験の方法、視点が書かれており、図や表、写真等問題意識を高めることができる。また、実験経過がわかりやすく、実験結果の写真が明確でわかりやすくなっている。

構成・分量では、資料作成委員会の話し合いの中で、電流の性質とその利用の単元において、回路に流れる電流から電流の正体、電流と磁界へと学習が進むほうが生徒の思考に添ってわかりやすいという意見が出た。この流れになっている発行者は、「B」「E」「G」である。

表現では、「B」「G」「M」は文字が小さく、情報量が多すぎる。その点、「A」「E」は、文字が大きく、全体にすっきりしていてわかりやすい。「E」は鮮明な写真が見やすく、生徒の意欲を高める上で有効となっている。

使用上の便宜では、「M」は分冊として補助ノートが附属している。この内容は、用語のまとめや練習問題等の56ページとなっている。演習、まとめなどを行うことができるが、補助ノートをなくす生徒もいることなどを考えると扱いづらい。

9 種目 音楽（一般）

音楽は一般、器楽ともに「G」「H」の2者から選んでいただく。まず、内容のおさえ方では、新学習指導要領では、言語活動の充実が重視されており、2者とも

に工夫していることがわかる。「G」の鑑賞には、「伝えてみよう」という箇所です。生徒に記述させるところを作り、説明と対比できるようにして使いやすく紙面を配置している。「H」は、感じた内容を音楽の諸要素のかかわりや働きと結びつけて、音楽用語を使って言葉で表現するためのヒントを明記している。

次に構成・分量では、鑑賞の教材数が「G」が29、「H」が28で大きな差はなかったものの、表現の教材数は「G」が91、「H」が67であった。つまり、取り上げられた教材数は圧倒的に「G」が多いことがわかる。資料作成委員会では、資料集としては「G」が優れているけれども、若手教員が教科書として使いこなせるかどうか心配だという意見もあったと聞いている。また、「G」は、新学習指導要領で重視された日本の伝統音楽・伝統芸能の学習にかなりの部分をさいているという特徴がある。「能」「文楽」「子守歌」「沖縄民謡」「郷土の民謡」など、多岐にわたり丁寧に記載されている。一方、「H」は伝統音楽から映画音楽まで、我が国と西洋の作品がバランス良く取り上げられているという特徴がある。このことは、伝統音楽の「表現」の曲数が、「G」は5曲、「H」は1曲ということからもわかる。

最後に使用上の便宜では、「G」はとじ込みページが2箇所あり、一覧できて見やすいが、丁寧に扱わないと収納時に折れてしまうという心配がある。

10 種目 音楽（器楽合奏）

まず、新学習指導要領のポイントとなっている伝統音楽、和楽器の指導について2者を比較する。「G」は、教科書の最初から20ページにわたり「箏」「三味線」「篠笛」「太鼓」「尺八」といった和楽器の演奏法を記述している。担当教諭の得意分野や地域のニーズなどに応じて多様な和楽器の指導ができるようになっている。一方、「H」は、器楽の指導実績が一番多いリコーダーから入り、中学生が好むギターの次に和楽器が出てくる。26ページにわたって和楽器の説明や奏法が網羅されている。

次に、内容のおさえ方では、「H」のリコーダー教材は、「喜びの歌」「聖者の行進」「アニーローリー」など、中学生になじみがあり、親しみのある曲を通してリコーダーを学習できるようになっている。一方、「G」のリコーダー教材はオリジナルの曲を多用している。つまり、「G」の練習曲は、クラシックからの編曲やオリジナルの曲が多く、生徒に馴染みのある曲はやや少なくなっている。

最後に、カラーユニバーサルデザインの観点では、44ページのギターの弦が青色になっているところや、54ページの矢印に白い縁などがついていることなど、「G」には生徒に見やすくするための配慮があることがわかる。

11 種目 美術

新学習指導要領では、「美術文化の理解を深める」が新たに加わっている。美術を通して、文化の継承や創造の大切さを理解するとともに、国際理解にもつながる。国際理解の推進は、おおた教育振興プランでも重視している。「J」は、日本と海外を対比させながら作品を紹介するページや、歴史や社会との関係に目を向けさせる題材が多く、日本の伝統文化への関心や国際理解を深めるという点で優れている。また、新学習指導要領のポイントの一つに、小・中学校の連続性に配慮することがある。この点では、「D」が特に図画工作から美術への連続性を意識した表記にな

っている。おおた教育振興プランでは、「ものづくり教育の推進」を重視しているが、「O」では、各作品のアイデアスケッチが多く掲載され、完成前のアイデアから制作の過程をイメージさせやすくなっていることから、制作への意欲や関心を引き出しやすい特徴がある。

編集、構成、デザインや図版などの表現については、「J」に多くの工夫がある。背表紙のバーコードのデザインに遊び心が見られたり、見開きのページに自画像の作品とともに生徒になじみ深いアンジェラ・アキの詩、「拝啓 十五の君へ」を掲載して、テーマを深く考えさせたり、関心の引き出し方にすぐれていると資料作成委員会で報告されている。

使用上の便宜では、「D」が2・3年生の上下巻が1冊にまとめてあるので使いやすいという特徴がある。

12 種目 保健体育

「A」は、高校での内容との関連が表記され、発展的な内容、項目が充実している。また、章末資料やトピックスが充実しているため、生徒が学習内容を深めることができる。「A」「B」「L」は、体育理論が必修になることを意識した取り扱いや、本区の重要施策である体力向上についての内容も充実している。「P」は、改訂のポイントである自然災害の二次災害について、表記が詳細で、個人生活における健康安全に関する内容を重視する観点が示されている。「L」は、生徒自らが調べやすくするため、内容に関連するインターネットのアドレスが充実し、発展的な調べ学習ができ、改訂のポイントである知識を活用する学習活動を多く取り入れることができる。

「P」は、探究や知識の活用などの項目を設け、記述できる点等を工夫している。「L」は、生涯学習が意識され、日常の生活を通して自らの生活習慣等を振り返ることができるため、おおた教育振興プランの「人間力向上アクションプラン」と関連付けられる。

4者ともイラストや写真などの色遣いや構成などのバランスがよく、特に「L」は図、写真、資料に統一性があるためわかりやすい表現になっている。

13 種目 技術・家庭（技術）

新学習指導要領では、ものづくりなどを通して、基礎的、基本的な知識と技術を習得させるとともに、これらを活用する能力や社会において実践する態度をはぐくむ視点を重視している。また、おおた教育振興プランの「人間力向上アクションプラン」の中では、健全な自己肯定感、自己決定力をはぐくむことを目指している。そこで、技術科では本区の特徴であるものづくりを支える能力などの育成が重要と考える。「D」は製作実習の修正方法が多く掲載され、本区のものづくり教育推進に準じている。また、製作上の検査方法、失敗時の修正・対処方法等が的確に示され、生徒自身が修正できる工夫がされている。「A」は、情報の単元でプログラム制御、ハンダ付けの手順やデザインがわかりやすく説明されている。さらに、裏表紙の口絵5に大田区のパラボラアンテナ（北島しぼり）について大きく掲載されている。「C」は平成24年度から必修となる生物育成の内容が充実し、学習内容が組み込みやすいよう工夫されている。

14 種目 技術・家庭（家庭）

新学習指導要領では、これからの生活を展望し、課題を持って主体的によりよい生活を工夫できる能力と態度の育成を一層重視している。また、おおた教育振興プランの「人間力向上アクションプラン」の中では、健全な自己肯定感、自己決定力をはぐくむことを目指している。そこで、家庭科では学んだ学習内容を生かして、生活上の課題を設定し、実践することが特に重要である。

「A」は、身に付けたい基礎的技術が、独立してわかりやすく示されている。また、「振り返ろう」マークを用いて理科等の他教科や小学校家庭科との関連について記載されている。「D」は、生活の課題と実践がよくまとめられ、わかりやすくなっている。また、地域の食材、郷土料理、行事食等、「食に関する指導」についてわかりやすく示されている。

「C」は「年中行事と私たちの暮らしのカレンダー」が幅広く使用でき、製本がすぐれていて、使用しやすい工夫がされている。

15 種目 外国語

新学習指導要領では、「聞く」「話す」「読む」「書く」を総合的に行う学習活動を充実させることが示されている。「A」は、4技能の総合的活動のための「Multi+1」が設定されている。「E」は、実践的運用能力を養えるように単元が知識・技能を習得する言語活動とそれを活用する言語活動で構成されている。

また、小学校における外国語活動の導入を踏まえ、円滑な接続を目指し、各者とも導入を工夫している。「D」はアルファベットの大文字小文字の学習を正規の単元として扱っている。

指導に用いられる教材の題材や内容についても、各者、日本の伝統文化を取り上げている。「F」は扱っている題材の背景の説明・理解などに時間がかかり、外国語本来の学習の妨げになる心配があることが資料作成委員会委員から出されたと聞いている。

構成上の大きな相違点は、「D」のみ、基本文を先に提示する構成となっている。他の5者は、本文、基本文の順で構成されている。「D」の構成については、指導過程を手順どおりに限定してしまい、その結果、題材の扱いがおろそかになる危険性についての意見も資料作成委員会委員から出されたと聞いている。

また、「E」は大田区の特色である「羽田空港再国際化」「ドイツ海外派遣」「ものづくり」等に関連する題材が、「入国審査体験」「ドイツの3Rs」「職業体験」などで取り扱われている。大田区の特性を生かし、生徒の日常生活に密着した指導が可能となり、その結果として生徒の学習意欲を高め、教育効果を上げることが期待できる。

○委員長

ただいまの説明に対して、質問はあるか。

○野口委員

今回、採択される教科書は、来年4月から使用するものである。先の東日本大震災については、来年4月までに追加記述が認められているということで安心した。どのよう

な形で追記されるのかについては、まだ決まっていないと思うが、私は全ての教科に載せてもらいたいと思っている。先程、話題になったなでしこジャパンについても、体育の教科書などには、大いに載せてもらいたいと思う。東日本大震災の追記については、全ての教科で追記するということが可能か、あるいは教科によって可能か。今現在、文部科学省からはどのような通知が届いているのか、わかる範囲で聞かせてほしい。

○中学校教科用図書調査委員会委員長

私が聞いた範囲では、文部科学省もどのように追記を認めていくのか、審査する過程で悩んでいるようだ。一番大きく扱っているのは、保健の教科書に地震の二次災害が実は大変なのだという記述である。この度の大地震では、まさに二次災害の津波と原発事故によるということで、これから各者が文部科学省に、教科書にこのように追記したいと申し出るようだ。その後、また文部科学省の調査・審査を受けると聞いている。

○指導課長

伊藤委員長から情報をいただいたが、具体的にこういう内容で追記されるということについては、まだ聞いていない。

○野口委員

区で選んだ教科書に追記されない可能性があるというのは心配だ。今、一番の問題になっている事柄を是非、教科書に掲載してほしい。

○委員長

ほかに質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

質問がないようなので、これにて調査委員会からの報告を終了する。

なお、審議、採択は、8月3日の定例会、4日、5日の臨時会において行う予定である。既に委員には教科用図書をご覧いただいているが、本報告書を参考にさらなる調査研究を進めていただくよう、願います。調査委員会委員長、副委員長及び指導主事、指導課管理係関係職員は退席とする。

では、ここで約5分間、3時20分まで休憩とする。

(休 憩)

○委員長

定例会を再開する。

日程第3 「部課長の報告事項」

○委員長

部課長の報告を求める。

○学務課長

1 学校給食費徴収状況について

資料) 学校給食費徴収状況 (平成23年7月13日付け)

平成23年5月末現在、平成22年度分の学校給食費徴収状況は、学校給食実施校数は88校、うち未納校数は56校、割合は63.64%となっている。児童・生徒数は、全児童・生徒数が38,674名、未納の児童・生徒数は209名、割合は0.54%となっている。給食費の徴収率は、給食費総額として18億7,260万37円、未納金額は600万1,059円となっている。徴収率は99.68%、未納率の割合は0.32%となっている。

平成22年5月末決算時の平成21年度分と比較すると、徴収率は0.09%上がっている。未納対策としては、未納のない学校の職員による徴収に関する研修を実施したり、給食費の口座を子ども手当の振込み口座と同じものにするように勧奨したりしている。

2 平成23年度就学援助費申請数及び認定者数について

資料) 平成23年度就学援助費申請数及び認定者数 (区立小・中学校分)、平成23年度就学援助費申請数及び認定者数 (区外校及び国・都・私立校)

平成23年度就学援助費申請者数及び認定者数について、4月30日までの当初申請分を報告する。小学校では児童数が2万8,409名のうち申請者数が9,059名、このうち、要保護、準要保護の合計が6,530名となっており、認定率は23.0%である。否認認定者数は1,839名、書類不備で保留となっている方は682名である。平成22年度の認定率と比較すると1.5%減となっている。

中学校では、生徒数が10,888名のうち申請数が4,860名、このうち要保護、準要保護の認定数の合計は3,555名となっており、認定率は32.7%となっている。否認認定者は921名、書類不備で保留となっている方は382名である。平成22年度の認定率と比較すると1.3%減となっている。

小・中学校合計では、児童・生徒数39,297名のうち申請数が13,919名、このうち要保護、準要保護の認定数の合計は10,085名となり、認定率は25.7%となっている。否認認定者数は2,760名、書類不備で保留となっている方は1,064名である。平成22年度の認定率と比較すると1.4%減となっている。

なお、4月申請分については、7月8日に就学援助費認定通知書を発送している。また、裏面については、区外校及び国・都・私立校に通っている方の数字である。

○校外施設整備担当課長

資料) 大田区立伊豆高原学園改築・運営等事業実施方針 (平成23年6月22日付け)、大田区立伊豆高原学園改築・運営等事業要求水準書 (案) (平成23年6月22日付け)、大田区立伊豆高原学園改築・運営等事業要求水準書 (案) 資料
伊豆高原学園改築・運営等事業実施方針の公表について、説明する。現在、大田区の

移動教室は伊豆高原学園、休養村とうぶ、野辺山学園の3施設において実施しており、それぞれの施設においての現地ならではの自然体験や宿泊をともなう集団生活の体験などの充実を図ることは教育振興プランの重点目標でもある。

また、先にまとめた自然体験プログラムの中でも各施設の役割を位置付けているところである。これは大田区の教育の大きな特徴ともなっており、区民の期待も大きいところである。この移動教室の実施体制を維持していくために、各施設の再整備を確実に計画的に進めていかなければならない。その第一段階として、供用開始から44年が経過し、老朽化、バリアフリー、耐震性などの課題がある伊豆高原学園の改築、再整備に取り組む。

今回の再整備にあたっては、施設の有効活用の面から、学校未利用期間の区民利用を最大限に図っていく予定である。このような再整備のコンセプトを実現するためには、事業方式としてPFI法に基づき、BTO方式という建物竣工後の一括買い取り型の事業手法を選択した。この手法は建築から運営までの一括発注で、トータルのコスト削減効果及び民間活力の導入により、建築、運営に様々な民間のアイデアを生かすことができる手法である。

さて、この教育委員会に報告するのは本事業の実施方針の公表についてである。本実施方針は6月22日に公表した。この実施方針の公表がPFI法に規定されるプロセスの一つであり、本事業の公平性、透明性を確保する観点から事業に関する情報がより広く周知されることを目的に公表した。この公表を受けて、いよいよ再整備事業がスタートした。実施方針公表後、6月29日に本庁舎第五・六委員会室で事業説明会を行った。これに続き7月4日に伊豆高原学園における現地説明会を行った。実施方針の公表と同時に、要求水準書（案）、要求水準書（案）資料編についても公表した。この要求水準書（案）は今年の秋に予定している募集要項の公表時に確定して、公表する予定である。

今後のスケジュールは、これもPFI法で規定されているプロセスとなるが、今年10月の平成23年第3回大田区議会定例会を経て特定事業の選定及び募集要項を公表し、平成24年2月末までに事業者からの提案を募る。これを事業審査会において審査し、平成24年4月頃に優先交渉事業者の選定を予定している。平成24年第2回大田区議会定例会においての契約議決後、平成24年6月に事業契約締結の予定で、進めていく。

なお、再整備後の新学園の供用開始は平成27年度を予定している。このため、学園工事期間中の代替施設として、平成24年度から平成26年度までの3年間は旧伊豆高原荘を使用する。現在、代替施設として使用するための旧伊豆高原荘の改修工事を行っている。

○社会教育課長

1 第64回区民スポーツ大会（秋・冬季）の日程について

資料）第64回区民スポーツ大会（秋・冬季）予定表

今年の秋から冬にかけて、46種目の大会が開催されるほか、スポーツ奨励事業として2種目が開催される。9月8日に大森スポーツセンターで開会式を行う予定である。

2 平成23年度大田区文化祭の日程について

資料）2011（平成23）年度大田区文化祭部門別開催日程

10月7日から11月27日まで13部門で発表が行われる。会場はアプリコ、大田区民センター、区民プラザ、池上会館を予定している。

○教育総務課長

資料) 郷土博物館の特別展「湯たんぼ」開催に伴う臨時休館について

郷土博物館の休館日は、条例施行規則で毎週月曜日と年末年始の6日間と定められているが、今年10月30日から12月18日まで特別展を開催するため、開催準備として10月24日から10月29日までの6日間、撤去の期間として12月19日から12月22日までの4日間を休館する。

この根拠については、条例施行規則第3条のただし書き「事情によりこれを変更し、臨時に休館日を定めることができる。」と定めがある。

なお、休館日については博物館内外の掲示、大田区報、ホームページで周知をしたいと考えている。

○委員長

部課長の報告に対する意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

部課長の報告について、承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

日程第4 「議案審議」

○委員長

第47号議案について、事務局からの説明を求める。

○社会教育課長

第47号議案 大田区総合体育館の指定管理者の指定について、説明する。今年4月27日の第4回教育委員会定例会において、大田区総合体育館指定管理者の候補者として住友不動産エスフォルタ・JTB・NTTファシリティーズグループの選任を審議、決定していただいた。その後、先に行われた第2回区議会定例会において議決をされたので、大田区総合体育館条例第4条第1項の規定に基づき、この教育委員会定例会で指定をするものである。

○委員長

ただいまの説明に対して、意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは、第47号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第47号議案について、原案どおり決定する。

続いて、第48号議案について、事務局からの説明を求める。

○社会教育課長

第48号議案 大田区総合体育館施設の利用料金の承認について、説明する。

利用料金については、既に大田区総合体育館条例第8条で定めがあり、同条第2項「施設の利用料金は、別表に掲げる額を限度として、あらかじめ委員会の承認を得て、指定管理者が定める。」としている。住友不動産エスフォルタ、JTB、NTTファシリティーズグループから、この施設の利用料金については第48号議案にあるとおりの利用料金で運営する旨の申請があった。承認をいただければ、正式にこの利用料金で大田区総合体育館を運営する予定である。

○委員長

大田区総合体育館条例第8条で定めてあるものと同じ料金表にするということだが、ただいまの説明に対して、意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは、第48号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

原案どおり決定する。

これをもって、平成23年第7回教育委員会定例会を終了する。

(午後3時40分閉会)